

# 介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準等（案）について

## 1. 制定の趣旨

平成 28 年 11 月 28 日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）が公布され、一部の規定を除き、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 29 年 11 月 1 日）から施行することとされている。

また、介護職種については、「産業競争力の強化に関する実行計画」（2015 年版）（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定）等に基づき、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習法の施行に併せて、技能実習制度の対象職種に追加を行うこととしている。

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 29 年法務省・厚生労働省令第 1 号）による改正後の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則」（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号。以下「規則」という。）においては、事業所管大臣は、技能実習の内容の基準等について、特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて、法務大臣及び厚生労働大臣に協議の上で、告示で定めることができることとされていることから、今般、技能実習制度の対象職種への介護職種の追加に伴い、介護職種について、技能実習の内容の基準等を定める告示を制定することとする。

## 2. 制定内容

（参考として、※に、現時点で、その内容として想定しているものを付記している。）

### 第 1 技能実習計画の認定の基準

#### 1. 技能実習の内容の基準

（1）技能実習生が、次の①又は②に掲げる区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる要件を満たす者であること。

① 第一号技能実習 日本語能力試験の N 4 に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者<sup>※1</sup>であること。

【※1】これと同等以上の能力を有すると認められる者として、日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験（例「J. TEST 実用日本語検定」「日本語 NAT-TEST」）における日本語能力試験 N 4 に相当するものに合格している者等を想定している。

② 第二号技能実習 日本語能力試験の N 3 に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者<sup>※2</sup>であること。

【※2】これと同等以上の能力を有すると認められる者として、日本語能力試験との対応関係が明確にされている日本語能力を評価する試験（例「J. TEST 実用日本語検定」「日本語 NAT-TEST」）における日本語能力試験 N 3 に相当するものに合格している者等を想定している。

（2）申請者（技能実習計画の認定申請を行う者）がその設立後 3 年を経過しているものであること。

(3) 入国後講習が次のいずれにも該当するものであること。《参考資料 1 参照》

- ① 日本語の科目の講義の総時間数が 240 時間以上であり、一定の教育内容及び時間を標準として当該科目の講義が行われること。<sup>※3</sup>ただし、入国前講習（規則第 10 条第 2 項第 7 号ハに規定する入国前講習をいう。以下同じ。）を行った場合には、その内容に応じて時間数を省略することができる。

【※ 3】一定の教育内容及び時間としては、次の表に掲げるものを想定している。

科目	教育内容	時間数
日本語	総合日本語	100
	聴解	20
	読解	13
	文字	27
	発音	7
	会話	27
	作文	6
	介護の日本語	40
合計		240

- ② ①にかかわらず、日本語能力試験の N 3 に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者が入国後講習を受ける場合にあっては、日本語の科目の講義の総時間数が 80 時間以上であり、一定の教育内容及び時間を標準として当該科目の講義が行われること。<sup>※4</sup>ただし、入国前講習を行った場合には、その内容に応じて時間数を省略することができる。

【※ 4】一定の教育内容及び時間としては、次の表に掲げるものを想定している。

科目	教育内容	時間数
日本語	発音	7
	会話	27
	作文	6
	介護の日本語	40
合計		80

- ③ 日本語の科目の講義は次のいずれかに該当する者が行うこと。
- ・ 大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は大学院において日本語教育に関する課程を修めて当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
  - ・ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を 26 単位以上修得して当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
  - ・ 日本語教育能力検定試験に合格した者
  - ・ 学士の学位を有する者で、日本語教育に関する研修であって適当と認められるもの（420 単位時間（1 単位時間は 45 分以上とする。）以上の課程を有するものに限る。）を修了したもの
  - ・ その他上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

- ④ 本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識の科目（介護導入講習）の講義の教育内容及び教育内容ごとの時間数が一定以上であること。<sup>※5</sup>ただし、入国前講習を行った場合には、その内容に応じて時間数を省略することができる。

【※5】一定の教育内容及び時間としては、次の表に掲げるものを想定している。

科目	教育内容	時間数
本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識	介護の基本Ⅰ・Ⅱ	6
	コミュニケーション技術	6
	移動の介護	6
	食事の介護	6
	排泄の介護	6
	衣服の着脱の介護	6
	入浴・身体の清潔の介護	6
合計		42

- ⑤ 本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識の科目の講義は次のいずれかに該当する者が行うこと。

- ・ 介護福祉士養成施設の教員として、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4の介護の領域に区分される教育内容（以下「介護の領域」という。）に関し教授した経験を有する者
- ・ 福祉系高校の教員として、介護の領域に関し教授した経験を有する者
- ・ 実務者研修の講師として、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第5に定める介護の基本Ⅰ若しくはⅡ、コミュニケーション技術、生活支援技術Ⅰ若しくはⅡ又は介護過程ⅠからⅢまでのいずれかの科目を教授した経験を有する者
- ・ 介護職員初任者研修の講師として、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第71号）別表に定める介護の基本、介護におけるコミュニケーション技術又はこころとからだのしくみと生活支援技術のいずれかの科目を教授した経験を有する者
- ・ その他上記に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

（参考）入国後講習については、技能実習制度本体において、（1）日本語、（2）本邦での生活一般に関する知識、（3）技能実習生の法的保護に必要な情報、（4）本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識の4つの科目について、第1号技能実習の予定時間全体の1/6以上（入国前講習を行った場合には、1/12以上）の時間をかけて行うこととされている。介護職種においては、本体制度における要件を満たした上で、加えて、上記で定める介護固有の要件も満たす必要がある。

## 2. 技能実習を行わせる体制の基準

- （1）技能実習指導員のうち1名以上は、介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者<sup>※6</sup>であること。

【※6】 その他同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者として、看護師を想定している。

(参考) 技能実習指導員については、技能実習制度本体において、修得等をさせようとする技能等について5年以上の経験を有していることなどが要件とされていることから、当該要件を満たす必要がある。

介護職種においては、本体制度における要件を満たした上で、加えて、上記で定める介護固有の要件も満たす必要がある。

- (2) 技能実習生5名につき1名以上の技能実習指導員を選任していること。
- (3) 技能実習を行わせる事業所が、技能実習生を介護等の業務<sup>※7</sup>（利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。）に従事させることができるものであること。《参考資料2参照》

【※7】 「介護等の業務」として、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する「介護等の業務」であり、介護福祉士国家試験の受験資格認定において「介護等の業務」に従事したと認められるものを想定している。

- (4) 技能実習生に夜勤業務その他少人数の状況下での勤務や緊急時の対応が求められる業務を行わせる場合にあつては、利用者の安全の確保等のために必要な措置を講ずることとしていること。

### 3. 技能実習生の数《参考資料3参照》

- (1) 技能実習生の数が、次の①又は②に掲げる技能実習の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数を超えないこと。また、技能実習生の総数が技能実習を行わせる事業所（以下単に「事業所」という。）の介護等を主たる業務として行う常勤の職員（以下「常勤介護職員」という。）の総数を超えないこと。

- ① 企業単独型技能実習（②に規定するものを除く。） 第一号技能実習生について事業所の常勤介護職員の総数に20分の1を乗じて得た数、第二号技能実習生について事業所の常勤介護職員の総数に10分の1を乗じて得た数
- ② 企業単独型技能実習（規則第16条第1項第2号に規定する企業単独型技能実習に限る。）又は団体監理型技能実習 第一号技能実習生について次の表の左欄に掲げる事業所の常勤介護職員の総数の区分に応じ同表の右欄に定める数、第二号技能実習生について同表の右欄に定める数に2を乗じて得た数

事業所の常勤介護職員の総数	技能実習生の数
301人以上	事業所の常勤介護職員の総数の20分の1
201人以上 300人以下	15人
101人以上 200人以下	10人
51人以上 100人以下	6人
41人以上 50人以下	5人
31人以上 40人以下	4人
21人以上 30人以下	3人
11人以上 20人以下	2人
10人以下	1人

(2) (1)にかかわらず、企業単独型技能実習にあつては申請者が規則第15条の基準に適合する者である場合、団体監理型技能実習にあつては申請者が同条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が第2の2.(2)の基準に適合する者である場合には、技能実習生の数が、次の①及び②に掲げる技能実習の区分に応じ、それぞれ①及び②に定める数を超えないこと。また、技能実習生の総数が事業所の常勤介護職員の総数を超えないこと。

① (1)①に掲げる企業単独型技能実習 第一号技能実習生について事業所の常勤介護職員の総数に10分の1を乗じて得た数、第二号技能実習生について事業所の常勤介護職員の総数に5分の1を乗じて得た数、第三号技能実習生について事業所の常勤介護職員の総数に10分の3を乗じて得た数

② (1)②に掲げる技能実習 (1)②の表の左欄に掲げる事業所の常勤介護職員の総数の区分に応じ、第一号技能実習生について同表の右欄に定める数に2を乗じて得た数、第二号技能実習生について同表の右欄に定める数に4を乗じて得た数、第三号技能実習生について同表の右欄に定める数に6を乗じて得た数

## 第2 監理団体の許可の基準

### 1. 法人形態に関する基準

監理団体の法人形態が、次のいずれかに該当するものであること。

① 規則第29条第1項第1号から第4号までに定める法人（商工会議所、商工会、中小企業団体、職業訓練法人）であつて、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ・ 当該法人の全ての会員又は組合員が介護等の業務及びこれに関連する業務を行う事業者であること。
- ・ 一般監理事業に係る監理許可を受けていること。

② 規則第29条第1項第7号及び第8号に定める法人（公益社団法人、公益財団法人）であること。

③ 当該法人の目的に介護事業の発展に寄与すること等が含まれる全国的な医療又は介護に従事する事業者から構成される団体（その支部を含む。）であること。

### 2. 監理団体の業務の実施に関する基準

(1) 技能実習計画の作成の指導について、次のいずれにも該当する者に担当させること。

① 5年以上介護等の業務に従事した経験を有する者であること。

② 介護福祉士の資格を有する者その他これと同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者<sup>※8</sup>であること。

【※8】 その他同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者として、看護師を想定している。

(2) 介護職種における第三号技能実習の実習監理を行うものにあつては、規則第31条第1号から第5号までに掲げる事項について、介護職種における実績等を総合的に評価して、介護職種における団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を遂行する能力につき高い水準を満たすと認められるものであること。

(参考) 規則第 31 条第 1 号から第 5 号までに掲げる事項は、次のとおり。

- ① 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制及び実施状況
- ② 実習監理する団体監理型技能実習における技能等の修得等に係る実績
- ③ 出入国又は労働に関する法令への違反、団体監理型技能実習生の行方不明者の発生その他の問題の発生状況
- ④ 団体監理型技能実習生からの相談に応じることその他の団体監理型技能実習生に対する保護及び支援の体制及び実施状況
- ⑤ 団体監理型技能実習生と地域社会との共生に向けた取組の状況

### 3. 適用期日等

告示日：平成 29 年 8 月以降（予定）

適用日：技能実習法の施行の日（平成 29 年 11 月 1 日）

### 4. その他参考

- 介護職種の技能実習生の同等業務従事経験等（規則第 10 条第 2 項第 3 号ホ）の要件（職歴要件）については、技能実習制度本体によることとするが、例えば、以下の者が同等業務従事経験等の要件（職歴要件）を満たすものとして想定される。
  - ・ 外国における高齢者や障害者の施設や居宅等において、当該者の日常生活上の世話、療養上の世話、機能訓練等の業務に従事した経験を有する者
  - ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
  - ・ 政府による介護士認定等を受けた者

# 参考資料

# (参考資料1) 入国後講習について

○ 介護においては、基本的には、技能実習制度本体の仕組みによるが、日本語学習と介護導入講習については、以下の内容によることとする。(入国前講習を行った場合には、内容に応じて時間数を省略できる。)

講習内容	
科目	時間数※
日本語学習【※詳細は①】	240
介護導入講習【※詳細は②】	42
法的保護等に必要情報	8
合計	※

①日本語学習	
科目	時間数
総合日本語	100
聴解	20
読解	13
文字	27
発音	7
会話	27
作文	6
介護の日本語	40
合計	240

②介護導入講習	
科目	時間数
介護の基本 I・II (講義)	6
コミュニケーション技術(講義・演習)	6
移動の介護(講義・演習)	6
食事の介護(講義・演習)	6
排泄の介護(講義・演習)	6
衣服の着脱の介護(講義・演習)	6
入浴・身体の清潔の介護(講義・演習)	6
合計	42

(注)①日本語学習の科目・時間数は、上記を標準として、各監理団体において、設定をする。また、N3程度以上を有する実習生については、介護現場での日本語を学習するという観点から、①日本語学習のうちの「発音」「会話」「作文」「介護の日本語」の所定の時間数(80時間。科目・時間数については標準として設定。)の受講を要件とし、その他の項目は、実習生に応じて、柔軟に設定できることとする。

講師要件	日本語に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次のいずれかの条件を満たす者               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学又は大学院で日本語教育課程を履修し、卒業又は修了していること。</li> <li>・ 大学又は大学院で日本語教育科目26単位以上修得し、卒業又は修了していること。</li> <li>・ 日本語教師養成課程において420時間以上の教育を受けていること。</li> <li>・ 日本語教育能力検定試験に合格していること。</li> </ul> </li> </ul>
	介護に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護福祉士養成施設、福祉系高校、実務者養成研修施設、初任者研修施設において、生活支援技術の講義を教授した経験を有する者その他これに相当する者</li> </ul>

# (参考資料2) 対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】(白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。)

児童福祉法関係の施設・事業
知的障害児施設
自閉症児施設
知的障害児通園施設
盲児施設
ろうあ児施設
難聴幼児通園施設
肢体不自由児施設
肢体不自由児通園施設
肢体不自由児療護施設
重症心身障害児施設
重症心身障害児(者)通園事業
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構)の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)
児童発達支援
放課後等デイサービス
障害児入所施設
児童発達支援センター
保育所等訪問支援
障害者総合支援法関係の施設・事業
障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業)
短期入所
障害者支援施設
療養介護
生活介護
児童デイサービス
共同生活介護(ケアホーム)
共同生活援助(グループホーム)
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場)
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)
福祉ホーム
身体障害者自立支援
日中一時支援

生活サポート
経過的デイサービス事業
訪問入浴サービス
地域活動支援センター
精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)
在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)
知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)
居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
外出介護(平成18年9月までの事業)
移動支援事業

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業
第1号通所事業
老人デイサービスセンター
指定通所介護(指定療養通所介護を含む)
指定地域密着型通所介護
指定介護予防通所介護
指定認知症対応型通所介護
指定介護予防認知症対応型通所介護
老人短期入所施設
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
養護老人ホーム※1
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)
軽費老人ホーム※1
ケアハウス※1
有料老人ホーム※1
指定小規模多機能型居宅介護※2
指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2
指定複合型サービス※2
指定訪問入浴介護

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。  
 ※2 訪問系サービスに従事することは除く。  
 ※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

指定介護予防訪問入浴介護
指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
介護老人保健施設
指定通所リハビリテーション
指定介護予防通所リハビリテーション
指定短期入所療養介護
指定介護予防短期入所療養介護
指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
指定地域密着型特定施設入居者生活介護
サービス付き高齢者向け住宅※3
第1号訪問事業
指定訪問介護
指定介護予防訪問介護
指定夜間対応型訪問介護
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

生活保護法関係の施設
救護施設
更生施設

その他の社会福祉施設等
地域福祉センター
隣保館デイサービス事業
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
ハンセン病療養所
原子爆弾被爆者養護ホーム
原子爆弾被爆者デイサービス事業
原子爆弾被爆者ショートステイ事業
労災特別介護施設
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る)

病院又は診療所
病院
診療所

## (参考資料3) 受入れ人数枠

### 団体監理型技能実習の受入れ人数枠を記載

(※企業単独型技能実習の受入れ人数枠については、事業所単位で算定するが、技能実習制度本体と同様)

事業所の常勤の 介護職員の総数	一般機関		優良機関	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3～10	1	3	2	3～10
11～20	2	6	4	11～20
21～30	3	9	6	21～30
31～40	4	12	8	31～40
41～50	5	15	10	41～50
51～71	6	18	12	51～71
72～100	6	18	12	72
101～119	10	30	20	101～119
120～200	10	30	20	120
201～300	15	45	30	180
301～	20分の1	20分の3	10分の1	5分の3